

<対象世帯・減免額>

	保育所	幼稚園
対象世帯	同一世帯に18歳未満(平成6年4月2日以降生まれ)の児童が3人以上いる世帯で、3番目以降に出生した児童	市民税所得割額(住宅借入金等特別控除適用前の額)が119,000円以下の世帯
減免額	月額保育料から5,000円を差し引いた額(上限) 3歳未満児…月額5,500円 3歳以上児…月額4,000円	月額保育料(5,500円)から5,000円を差し引いた額

※年齢は、平成24年4月1日時点

「ひょうご」多子世帯保育料
軽減事業「実施のお知らせ」

県では、子どもを生みやすい環境づくりを推進するため、認可保育所・公立幼稚園(公立認定こども園を含む)に通う世帯の保育料の一部を補助します。

これに伴い、市では、県の事業実施期間、保育料の軽減を行います。

食中毒を予防しましょう

※申請書類は、各園から配布
☎22-4452

食中毒の原因物質は、主に食品に付着した細菌やウイルス、また、近年では、生鮮食品内で生存している「クドア」などの寄生虫があります。食品に細菌などが付着していても、見た目や、臭いなどの変化には気づきにくいものです。食中毒はちよつとした油断で、引き起こされ、時には命の危険にさらされることもあります。普段からの心掛けで、食中毒を予防しましょう。

■食中毒予防の3原則：食中毒菌を「付けない」「増やさない」「やっつける」

■家庭でできる食中毒の予防	
○ポイント1「食品の購入では」	・消費期限などの表示をチェック ・肉・魚はそれぞれ分けて包む ・寄り道しないで、真っすぐ帰る
○ポイント2「冷蔵庫での保存では」	・入れる食品は7割程度までにする ・肉・魚は汁が漏れないように包んで保存する ・冷蔵庫は10℃以下に、冷凍庫はマイナス15℃以下に保つ
○ポイント3「下準備では」	・ごみはこまめに捨てる ・まな板・包丁は肉や魚を切ったら、よく洗ってから熱湯を掛けておく ・調理器具やふきは洗って、消毒する ・調理中もこまめに手を洗う ・タオルやふきは清潔なものに交換する
○ポイント4「調理では」	・調理前に手を洗う ・調理中もこまめに手を洗う ・台所は清潔に保つ ・加熱は十分に行う(目安は中心温度75℃で1分間以上) ・生ものを出しっぱなしで、料理しない
○ポイント5「食事では」	・食事の前に手を洗う ・食品はできるだけ早く食べ切る ・長時間、室温で放置しない
○ポイント6「残った食品は」	・清潔な容器に保存する ・時間がたち過ぎていたり、怪しいと思えば捨てる ・温めなおすときは、十分に加熱する

不法投棄・野外焼却は
犯罪です

もし、腹痛や下痢、嘔吐、発熱などがあれば、かかりつけ医に相談してください。

☎健康増進課 24-11127



ごみの「不法投棄」および野焼きと呼ばれる「野外焼却」は、法律で禁止されており、違反すると「5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、またはこれの併科」となります。

不法投棄は、美観を損なうだけでなく、悪臭や地下水の汚染など、地域の生態系や日常生活にも悪影響を及ぼす恐れのある悪質な違法行為です。

市では、監視カメラの設置やパトロールの実施により、

不法投棄の撲滅活動を行っています。

また、野外焼却は、大気汚染の原因になるだけでなく、煙や臭いで周辺住民の迷惑になったり、火災の原因にもなる危険な行為です。

農業、林業および漁業を営む上での野外焼却は、法律の例外規定として認められていますが、作業に当たっては、風向きや時間帯を考慮したり、よく乾燥させて少しづつ燃やすなど、周辺住民の迷惑にならないよう十分に配慮しましょう。

美しい豊岡市を子どもたちに残すため、市民の皆さん一丸となってごみの不法投棄、違法な野外焼却の撲滅に取り組みしましょう。

<平成23年度豊岡市・北警察署管内の廃棄物処理法違反処分状況>

番号	事案の概要	処分結果
1	空き地に家庭ごみ1袋(約500g)を常習的に投棄	罰金10万円
2	2人で共謀して山中に洗濯機、テレビ、ソファ等約800kgを投棄	罰金20万円×2人
3	上佐野空港線に家庭ごみ36kgを投棄	罰金30万円
4	側溝に石膏ボード40kgを投棄	罰金30万円
5	六方川河川敷に家庭ごみ60kgを投棄	罰金30万円
6	田んぼのあぜ道に家庭ごみ24kgを投棄	罰金20万円
7	空き地に車1台を投棄	罰金30万円
8	田んぼで柱など200kgをドラム缶で焼却	罰金40万円
9	剪定した枝70kgを焼却	罰金20万円
10	畑でトラック1台分の建築廃材を焼却	罰金30万円

豊岡市技術革新等支援補助金の採択事業を決定しました

市では、環境経済型事業(※)の推進や企業の競争力強化に取り組む事業を支援するため、技術革新等支援補助金を設けています。

平成24年度は、26事業の申請を受け付け、審査委員会の

☎生活環境課 23-5304

No.	事業名	申請者	決定額
1	コウノトリ育む古代米で自然環境に優しい石鹼等の商品開発	野世英子(手づくり石けんの店moko)	300
2	有機小麦の高品質高速製粉による需要拡大	中務喜紹(ナカツカサファーム)	3,000
3	肉と地元野菜を使用したスーパー向け惣菜の開発	兵庫ミートプロセッサー(株)	2,000
4	医療用特殊スプリング巻取り装置開発	(株)東豊精工	1,000
5	太陽光パネル設置工法研究発電所	(株)キツキ商会	3,000
6	鞣材を活用した競走馬用鞍の製造	石井鞣工業(株)	300
7	オーダーメイド家具付住宅建設、家具・生活小物製造	嶋田建築(嶋田 大)	1,400
8	Glass Studio Libra(吹きガラス工房)設立	山本千晶	2,000
9	就農支援及び雇用創出型農業学校開設事業	農業生産法人(株)Teams	3,000
10	高効率酸素溶解装置の開発	マリヤ医科興業(株)	3,000

審査等により、次のとおり10事業を採択しました。
※環境経済型事業：事業活動によって環境に良い影響を与える事業

問 経済課 ☎ 23-4480

新規高等学校卒業予定者にとって、就職は学生生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。しかしながら、就職を希望しているにもかかわらず、就職が決まらないまま卒業を迎えることは、社会へ踏み出す夢や希望がかなえられないばかりか、産業や社会にとって将来を支える人材の育成が図られず、大きなマイナスになります。

地元就職を希望する新規高等学校卒業予定者の採用を、ぜひ、ご検討ください。

※現在、ハローワークでは、平成25年3月新規高等学校卒業予定者の求人を受け付

市立診療所の休診のお知らせ

- 森本診療所 ☎ 48-00001
休診日 8月13日(月)・14日(火)
- 神鍋診療所 ☎ 45-00003
休診日 8月13日(月)・14日(火)
- 資母診療所 ☎ 56-0303
休診日 8月13日(月)・16日(木)
- 高橋診療所 ☎ 55-0036
休診日 8月14日(火)・15日(水)

新規高等学校卒業予定者に対する求人のお問い合わせ

新規高等学校卒業予定者にとって、就職は学生生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。

問 ハローワーク豊岡(学卒係) ☎ 23-3101

公立豊岡病院地域連携 小児休日救急診療日程

月日	担当医師・住所
8月 5日(日)	赤松 亮(九日市町)
8月 26日(日)	中沢 洋(出石町)

※診療時間は、午前9時～午後5時

問 公立豊岡病院 ☎ 22-6111

職場でのセクシュアルハラスメント対策は、働く人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であるばかりでなく、企業にとって、職場環境の乱れ

や業務の支障につながり、社会的評価に悪影響を与えます。セクシュアルハラスメントは、いったん発生すると、被害者に加え、行為者も退職に至る場合があるなど、双方にとって取り返しのつかない損失となる場合があります。そのため、未然の防止対策が特に重要です。

また、近年は、女性労働者に対してだけでなく、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントの事案も見られるようになってきました。

こうしたことから、男女雇用機会均等法では、職場(欲送

＜事業者が講ずべき九つの措置＞	
■事業主の方針の明確化およびその周知・啓発	
①	セクシュアルハラスメントがあってはならない旨を周知・啓発すること
②	性的な言動などによるセクシュアルハラスメントを行った者には厳正に対処する旨を就業規則などに規定し、周知・啓発すること
■相談(苦情を含む)に応じ、適切に相談するために必要な体制の整備	
③	相談窓口をあらかじめ定めること
④	相談窓口の担当者は、相談に適切に対応するとともに、該当するか否かが微妙な場合でも広く相談に応ずること
■職場におけるセクシュアルハラスメントに関する事後の迅速かつ適切な対応	
⑤	事案があれば事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥	セクシュアルハラスメントが生じた場合、行為者および被害者に対して適切な措置を行うこと
⑦	セクシュアルハラスメントが起きた場合だけでなく、起きたことが疑われる場合でも再発防止に取り組むこと
■併せて講ずべき措置	
⑧	相談の対応に当たっては、プライバシーの保護を徹底すること
⑨	セクシュアルハラスメントに関し相談したことまたは事実確認に協力したことを理由に、不利益処分を行わないことを定め、周知・啓発すること

また、近年は、女性労働者に対してだけでなく、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントの事案も見られるようになってきました。

こうしたことから、男女雇用機会均等法では、職場(欲送

問 経済課 経済係 ☎ 23-4480 F 22-3872
keizai@city.toyooka.lg.jp